

宮崎労働局発表  
令和5年11月20日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 中玉利 浩治  
室長補佐 宮崎 友親  
(電話番号) 0985(38)8836

## 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金額が改定されます

宮崎労働局(局長 坂根 登)では、宮崎地方最低賃金審議会(会長 橋口 剛和)の「特定(産業別)最低賃金」の改正決定にかかる答申を踏まえ、改定手続きを進めておりましたが、本日、官報に公示掲載され、「自動車(新車)小売業最低賃金額」は令和5年12月20日から927円(引上額37円 引上率4.16% 額・率共に過去最大)に改定されることとなりました。

なお、地域別最低賃金については、令和5年10月6日から時間額897円(引上額44円 引上率5.16% 額・率共に過去最大)で発効しています。

件名	時間額	効力発生日
宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金	927円	令和5年12月20日(水)

宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

宮崎県各種商品小売業最低賃金

については、令和5年度の改定がありませんでしたので、令和5年10月6日から宮崎県最低賃金897円が適用されています。

最低賃金の種類、改正決定手続概要は、裏面を参照ください。

## 1 最低賃金の種類

最低賃金には『地域別最低賃金』、『特定（産業別）最低賃金』の2種類があります。

### (1) 地域別最低賃金

都道府県の単位（地域）ごとに定められ、業種や職種、雇用形態等にかかわらず全ての労働者に適用される最低賃金で、例年、10月頃、最低賃金額の改正がなされます。

### (2) 特定（産業別）最低賃金

労働者又は使用者の代表の申出を端緒に、一定の事業若しくは職業に就く労働者に適用される最低賃金で、例年、12月から1月にかけて、最低賃金額の改正がなされます。

なお、特定（産業別）最低賃金を改正する場合、地域別最低賃金を上回る必要があります（最低賃金法第16条）。

## 2 改正決定手続の概要

### (1) 地域別最低賃金の場合

第1回地方最低賃金審議会にて、金額改正の諮問

中央最低賃金審議会にて目安審議（目安の答申）

地方最低賃金審議会、専門部会にて調査審議（複数回開催）

答申（審議会会長 労働局長）

異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）

官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

### (2) 特定（産業別）最低賃金の場合

関係労働者（又は使用者）の代表から改正決定の申出

地方最低賃金審議会にて、改正の必要性の審議

全会一致の必要性有りの場合のみ金額審議（諮問）

必要性の答申に基づき、専門部会にて金額審議（複数回開催）

答申（審議会会長 労働局長）

異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）

官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

# 宮崎県最低賃金

令和5年10月6日から

時間額 **897**円

特定最低賃金の件名	時間額	効力発生效年月日
自動車（新車）小売業最低賃金	<b>927</b> 円	令和5年12月20日から

宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金、  
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、  
宮崎県各種商品小売業最低賃金については、  
令和5年度の改定がありませんでしたので、10月6日から宮崎県最低賃金 **897**円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

賞与等の臨時の賃金 時間外労働等の割増賃金 精皆勤手当 通勤手当 家族手当

注2 自動車（新車）小売業最低賃金は次の労働者には適用されません。

18歳未満又は65歳以上の労働者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者（技能実習生はこれに該当しません）

清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問合せは、**宮崎労働局労働基準部賃金室**（0985-38-8836）、

または最寄りの**労働基準監督署**へ。



確認しよう！  
最低賃金

宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署  
☎(0985)29-6000 ☎(0982)34-3331 ☎(0986)23-0192 ☎(0987)23-5277



スマホで確認！  
宮崎労働局HP

**業務改善助成金** 賃金の上げを支援します！！

[問合せ] 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440  
みやざき働き方改革推進支援センター 0120-975-264  
[提出先] 宮崎労働局雇用環境・均等室 0985-38-8821

最低賃金がチェックできます！

WEBで確認！

最低賃金制度

検索

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0.00	705	0	0	890	32	3.73
R05	897	44	5.16	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	37	4.16

肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし 平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。  
 各種商品小売業最低賃金は平成2年から改正なし 平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。  
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4年から改正なし 令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。